

## 1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第4回京田辺市子ども・子育て会議を開催します。

## 2 会長あいさつ

会 長： <会議の開会にあたり、あいさつ>

## 3 傍聴の許可

会 長： 傍聴の申し出があります。これを許可します。

(傍聴者2人 入場)

## 4 議題

(1) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定(中間年見直し)について

事務局： <説明資料=資料3>

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の改定について、パブリックコメントの結果報告と改定案について報告するもの。

令和2年3月に策定した、幼稚園や保育所といった教育・保育の「ニーズ量の見込み」や「確保方策(提供量)」、各種子育て支援施策などを定めている「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて、国が定める指針により計画の改定作業を進めてきた。

改定のポイントは、同指針に基づき、本市では、「3～5歳児の児童数推計」と「幼稚園枠・保育所枠のニーズ量」の見直し、「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」に基づく「確保方策(提供量)」の見直し、新たに体調不良児対応型保育事業が始められたことによる「確保方策(提供量)」等の改定等である。

改定案については、令和4年12月26日から令和5年1月27日までの間、市民のみなさんからご意見をいただく「パブリックコメント」を実施した。

パブリックコメントの結果は、0件であった。

このため、パブリックコメントに付した、別添の「新旧対照表」を計画の改定案とすることに対して、ご確認をお願いするもの。

今後の策定までのスケジュールについては、京都府の協議等を経て、市議会文教福祉常任委員協議会、子ども・子育て会議への計画改定についての報告を行い、本年3月31日付けで中間年の見直し作業を完了したいと考えている。

会 長： ご質問があればどうぞ。

委 員： 5番のパブリックコメントの結果概要について、0件ということであるが、広報の仕方に問題はないのか。

事務局： 実施にあたってはマニュアルに沿って、市の広報誌やホームページに掲載して意見を募った結果の0件であった。

市全体の話で言えば、大きな話題であれば意見も多く集まるが、このような話題であれば、意見が非常に少ないというのが本市の現状である。

委 員： 募集期間はいつもこの時期なのか。忙しい時期で情報発信しても忘れられてしまうのでは。時期をずらすことは可能か。

事務局： 3月31日に意思決定をするということから逆算していくと、3月に市議会、その前に庁内の会議があり、いただいたパブリックコメントの取りまとめの期間も入れると、一番最後の時期。前倒しについても、同じように多くの会議を踏んでいくことになるので、いわゆる年末年始を挟んで実施することが多くなる。今後、工夫をして年末年始を外した形でできるのであれば、そのように進めていくべきと考えている。

(2) 令和5年度京田辺市特定教育・保育施設の利用定員の設定について

事務局： <説明資料＝資料4>

保育所の定員を設定したいと考えている。1 利用定員については、平成27年4月1日にスタートした子ども・子育て支援新制度では、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴取した上で、市長が幼稚園や保育所などの特定教育・保育施設の利用定員を定めることとされている。

2 利用定員についての国の考え方については、認可定員の範囲内で実情に応じて設定する。ただし、具体的な人数設定に関する全国一律の基準は設けない。

認定区分ごとに設定することを基本とするが、年齢別など更に細かい区分で設定することも可能、とされている。

3 令和5年度における利用定員の設定で、市は「ウェルネス保育園京田辺」の利用定員を設定したいと考えている。

同志社山手の山手幹線沿いにある大型商業施設の向かい側に建てられた施設であり、現在、京都府で認可の手続き中。認可の内示は3月8日に得ている。

利用定員の設定については、認可定員と同じ設定としたいと考えており、0～2歳児の保育所となる。1、2歳児の定員が36名で、1歳児と2歳児がそれぞれ18名の予定をしており、0歳児は9名を予定しており、合計45名の設定をしたいと考えている。

会長： ご質問があればどうぞ。

会長： 質問がないようなので、次にいきます。

(3) 令和5年度京田辺市特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定について

事務局： <説明資料＝資料5>

先程と異なり、認可権者が市となる。児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定について、本会議のご意見を伺うもの。

児童福祉法では、市町村長が認可権者となる小規模保育事業所の認可をしようとするときは、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を、また子ども・子育て支援法では、利用定員を定めようとするときは、合議制の機関の意見を聴くというように定められているところであり、法令に基づく意見聴取である。

それでは1番目の基本事項のところ、今回、認可をし、利用定員を設定する事業所の概要について。

事業種類は小規模保育事業A型。

0歳から2歳児を対象とし、定員が19人以下となる小規模保育事業はA型、B型、C型とあるが、A型は保育士の配置基準等が認可保育所と同等のものとなる。

名称は「まゆあいのおうち保育園」、所在地は京田辺市興戸北落延42番地1。近鉄興戸駅から東に約200メートル離れたところの角地にある。

設置者は特定非営利活動法人そよかぜ子育てサポート、開所予定日は令和5年4月1日。

認可定員、利用定員は合計19人で、0歳児3人、1歳児8人、2歳児8人となる。

次に2番目の認可内容について。

認可に際しての基準は、国の定める基準に基づき、京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において定められており、下の表の左側が認可基準、右側がそよかぜ子育てサポートからの申請内容、一番右のところは事務局が行った審査の結果、基準に対する適合の適否。

まず、職員配置、保育士の配置について、認可基準は0歳児が園児3人につき保育士を一人配置するというので、3：1となっている。

1・2歳児は6人につき1人となっており、これらに加えて1人保育士を配置するものとされている。

今回、そよかぜ子育てサポートの小規模保育事業所に関しては、右側に記載しているとおりの5人の保育士の配置が必要であるところ、6人が配置されることとなっており、一番右側のところの基準に適合している。

2ページに進んで、小規模保育事業所には調理員を配置する必要があるが、常勤1人が配置されることとなっている。

また、嘱託医と嘱託歯科医についても既に決定しており、いずれも基準に適合している。

次に設備等に関して、必要諸室として小規模保育事業所には乳児室又はほふく室、調理室、便所が必要となるが、いずれも整備されている。

また、保育室等に関しては、いずれも年齢ごとの園児数に応じた最低基準面積が定められており、いずれも基準面積を満たしていることを確認している。

屋外については、満2歳以上児数×3.3㎡の面積が必要となるが、本市の基準を定める条例で当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所でも代替ができるとの規定があることから、施設から約550メートル離れた、「山科公園」とされており、屋外活動や園からの移動の際の安全が確保されていることを確認している。

次に園の運営について、保育時間は1日につき8時間が原則とされているところ、保育標準時間が7:00～18:00の11時間、保育短時間が8:30～16:30の8時間となっている。

給食も園内の調理室で調理する自園調理、内部規定として、運営についての重要事項に関する規定も策定されている。

次に非常災害対策については、保育室と遊戯室を2階以上に設ける場合は、耐火等に関して満たさなければならない上乗せ基準があるが、今回の園は1階であり、該当はない。

最後、3ページの連携施設について。

小規模保育事業所に関しては、国の基準上、保育内容の支援や卒園後、3歳になったときの受け皿となる保育所、幼稚園、こども園等の連携施設を確保することとされている。

大住虚空蔵谷にある、「学校法人雑創の森学園 そよかぜ幼稚園」との間で、①保育内容の支援、②代替保育、③卒園後の受け皿に関して連携施設としての契約をしている。

以上のとおり、今回の申請内容について審査した結果、基準に全て適合していると判断できますので、令和5年4月1日付けで「まゆあいのおうち保育園」の開設を認可し、定員19人の小規模保育事業所として確認することについて、子ども・子育て会議の皆さま方のご意見を伺う。

会 長： ご質問があればどうぞ。

今回のウェルネス保育園も、まゆあいのおうち保育園もそうだが、これからの子育て支援は乳児枠をどう増やすかがより重要に

なってくる。保育士不足と言われているので、保育士をどう確保するか。施設はできたけれども、人が配置できないという例もあるが、こういった乳児の施設ができることはとても良いことだと思う。

委員： 連携施設の件。まゆあいのおうち保育園は興戸で、連携施設は大住なのか。

事務局： 大住虚空蔵谷にある、そよかぜ子育てサポートの同系列の法人となっている。最大8名が毎年卒園するが、その8名を受け入れるという契約になっている。

委員： 連携施設との距離は問題にならないのか、距離が遠いことで問題はないのかを聞きたい。

事務局： 距離については、特に法的に問題があるわけではない。同系列の法人で確実に受け入れられるところを探してこられたということになる。遠いところにはなるが、そこは保護者の判断となり、必ずしも連携施設に行かなければならないというわけではない。

幼稚園は教育時間となるので、そこが合わないということや距離的に行けないということであれば、3歳児となるときに保護者が他の保育施設を申し込むことになる。

園としては、選択肢が確実に1つありますよということを知っていただく。国がいわゆる「3歳の壁問題」と言っている、3歳になって受け入れ施設がないということがないように1つ方策を示しているのが連携施設。

委員： これまでも、連携施設と距離があるからといって、問題は起こっていないのか。

事務局： 京田辺市は、初めて今年度、ニチイ学館が経営するニチイキッズたなべ保育園を小規模保育事業所で認可したが、まだ連携園は設定されていない。

前々回の会議で審議したほほえみ保育園京田辺園については、聖愛幼稚園を連携施設としており、距離的に近いが、実際には聖愛幼稚園にどれだけ進級したかは確認できていない。何名かは保育所の希望を出されて、聖愛幼稚園とは違う保育施設に行く人もいと聞いている。

そこは保護者の意向を伺いながら、ということになると思う。

会長：　　すごく大事な指摘。3歳の壁問題ということで、保護者が選択するという形になっても、保護者にどう情報を流してくか、ということが大事になってくると思う。3歳以上になってくると、保育士対子どもの数が少し多めに設定されているので、そういった意味からも1歳児で入るよりは3歳児で入る方が公立の幼稚園・保育所も少し緩やかな形で入りやすいということになるかと思う。

保護者としては、その仕組みがわからないということになってくるかと思うので、説明を丁寧にするということが非常に大切である。

委員：　　4月1日から開園ということだが、定員は満たされて始まるのか。

事務局：　資料10の2枚目の下から2つめの表<小規模保育事業所>を見ていただきたい。この中の「まゆあい」とあるのがまゆあいのおうち保育園。定員いっぱいにはならず、14人のスタートとなる。

会長：　　徐々にこれが埋まっていくということですよ。

委員：　　少子化の時代と共働きの家庭が増えていく中で、預かってもらえるところが少しでも増えていくと、子育て対策にもなっていくので良かったと思う。

会長：　　ウェルネス保育園京田辺の埋まり方はどのような感じか。

事務局：　同じページの一番上の表<保育所(園)>を見ていただきたい。この中の「ウェルネス」とあるのが、ウェルネス保育園京田辺。45人の定員に対して、スタートとしては少なめの12名。会長が言われたように、5月以降の途中入所は今後増えてくると考えている。

会長：　　これから待機児童との兼ね合いになってくるかと思う。

委員：　　小規模保育事業所に関して、0歳児から2歳児までの保育ということで、小さいお子さんだけになるが、公立や民間のもっと規模の大きいところが少し家から遠かったりすると、小規模がたく

さんある方が親のアクセスということに関しては使いやすいの  
だろうと思う。

一方で、小さいということで組織化が不十分であったり、問題  
が起こりうるかもしれないので、良い点、悪い点があると思うが、  
個人的な考えとしては、小規模保育事業所ももう少し増えていく  
のかなと。

京田辺市で3か所になったが、今後の見込みはどのような感じ  
か。方向性を知りたい。

事務局： 数年にわたって、施設整備を進めてきた。毎年、1つくらいの  
ペースで来ていたが、今年度については昨年11月に1園開園して、  
この4月に大住こども園も含めると3園開園となり、同じ年  
度に4つ施設を整備するというのはなかなかないことで、かなり  
受け皿の拡充も進んだかなと思っている。

共働きの世帯が普通になってきているので、保育所を求める保  
護者はこれからも増えていくと考えている。

第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画を推進しているが、  
あと数年で第3期の計画策定に動いていくことになる。その中で  
ニーズ調査も含めて、改めて行っていくことになる。そこで、我々  
が考えている以上にニーズ量が多い、もっと施設が必要という傾  
向が出てくるのであれば、フルスケールの保育所も含めて、小規  
模保育事業所を認可するという判断も含めて、考えていく必要が  
あると思うが、今の段階ではこれ以上の施設整備は小休止かなと  
考えている。

次の計画策定のニーズ量を見極めた上で、施設数は改めて検討  
していく必要があると考えている。

会 長： 第3期の計画は非常に重要になってくる。

委 員： 次のニーズ調査に関連して。子育てひろばの方で上がってくる  
話題だが、途中入所ができないというもの。京田辺市は引っ越し  
をしてくる人もとても多いと思うが、上の子が保育園を辞めて京  
田辺に来て、通うところがない、というのが大きな問題なのかな  
と思う。



子育てひろばに遊びに来てくれるが、「次、4月からじゃないと入れないのではなかなか厳しいので、途中入所がしやすくなると良い」という声がある。

もうひとつ、子育てひろばで聞くのが「これから働きたいが、保育園を確保できないのでなかなか仕事を探すのが難しい。」という声や「ならし保育をやりくりしても預けられない日が出てくる」という声を聞く。

毎年、このような話は聞いていると思うが、そういう人たちに対して、「こういう方法がありますよ」と案内をできれば。

仕事を4月の末から始める人も多いが、先生などはなかなか難しい。親も働いている状況で預け先がなくてかなり困っているお母さんもいる。

今までは小規模保育事業所になる前のまゆあいに預けて、なんとかやりくりをされていたと聞いているが、そこの受け皿がなくなるので、今後どうするのかを考えてもらえれば。

会 長： 隙間のところをどう埋めていくかという問題。途中入所の問題。短期間ではあるが、仕事を探すまでの間の問題。ならし保育の預けられない時間がある問題。このあたりの問題の対策について。

事務局： 年度当初の4月に向けてまずは入所調整をしていく際に、年度の受け皿を設定して入所調整をしていくが、4月入所でその枠をほぼ使い切るとというのがこれまでの傾向。

ただ、4月入所が決まった人が、転勤が決まったであるとか、家庭の事情で辞退されるという場合に、年度途中の毎月の入所調整で他の人を案内するとなるので、タイミングが合えば案内ができる、という状態。

このような状態であるので、途中入所を希望される人が来ても、入所につながらないというケースはあるので、それを解決するための1つの手段として受け皿の拡充、施設整備が必要でここ数年、ずっとそれに努めてきた。ただ、それにも限界はある。そこで、たとえば、一時保育の拡充がある。数年前までは一時保育は公立園でしか行っていなかったが、民間の認定こども園ができてくる中で、一時保育事業を展開するようになったので、そういったと

ころを案内するなど、少しでも受け入れる形で進めていくという  
ような状況。

会 長： そのあたりはかなり市でも努力をしていると思うが、こまめに  
相談をしていただくことやファミリー・サポート・センターを活用  
していただく。京田辺市のファミリー・サポート・センターは  
まかせて会員が多いのが特長。預けたいという人はいても、預か  
りますという人が少ないのが他の市だが、京田辺市は預かります  
よという人が多いので、そこをうまく活用していただく。

様々なところから情報を得てもらうということも必要ではない  
かと思う。

子育てひろばの中でも、そのような情報を発信していただく  
と良いつなぎ役になるのかなと思う。

委 員： 子育てひろばの中では、はぐはぐルームのことなど、情報提供  
をさせてもらっているが、なかなかうまくいかない人もいる。ど  
うしてもこぼれてしまう人がいるのをどうするかというのを考  
えていかなければならない。

もうひとつ、他市から転入された方でこれから問題になってく  
ると思うのが放課後デイ。保育園になかなか入れないということ  
は、学校に入ってもなかなか預け先がない。それでファミリー・  
サポート・センターを使うともものすごい金額になるということも、  
これから問題になってくるのではないかと思う。

会 長： 学童とか放課後デイですね。このコロナ禍で他の市では放課後  
デイもかなり潰れたと聞く。放課後デイや他のことにも目配せを  
していくことが必要かと思う。

京田辺市の学童や放課後デイのニーズ量はどのような状況か。

事務局： 社会教育課で留守家庭児童会を市内8か所運営している。今年  
も昨年並み、1,000人近くの申込みがあり、すべて受け入れ  
している。

学童に対する保護者のニーズは高い。最近、幼保連携型認定こ  
ども園こもれびで、「S o l a (空)」という留守家庭児童会の民  
間のものが開設されたおかげで受け皿が拡充され、とても助かっ  
ている。

今後も民間の施設を活用しながら、留守家庭児童会の専門の施設だけではなく、小学校の空き教室なども有効活用しながら進めていこうと考えている。

委員：話が戻るが、学校の先生は4月からのスタートということで、なかなかならし保育をとれない現状があるのを目の当たりにしている。家庭の状況に合わせたようなスタイルをとって、子どもの受け入れをしている、柔軟性を持つようになっているので、必ずしもならし保育の期間を固定しているわけではなく、家庭や子どもの年齢に合わせる対応をしているのが現状。

一方で、小さい子どもになると、保護者の不安の方が大きく、なるべく育児休業の期間を調整して、4月の途中や末くらいまで延長されて、ならし保育の期間をしっかりとって、子どもが慣れた状態で園生活をスタートするというのを合わせてやっているという現状もある。

4月4日が入園日ということで、4月1日～3日の受け皿を求めてこられる保護者もいるが、準備期間が本当はない。

3月31日まで前年度の子どもを年長児まで含めて預かりながら、次の年度へのスライドはなかなか準備ができない。

柔軟に任せてもらいながら、4月4日の入園式後の5日から開所という形でスタートしている現状。それについても、保育士の負担も重く、業務内容も多くなりつつある中でできるだけ効率良く年度替わりを迎えられるように、毎年毎年試行錯誤をしながら行っている。

引越して来られる年度途中の入園希望者については、4月の時点で定員いっぱいになってしまうとなかなかさらにお預かりすることができないのが現状。

保育士確保ができれば、そういったところにも柔軟に対応できるのではないかと通年求人を出しているが、保育士の確保をするにあたっては、派遣会社や紹介会社からの求人がすごく多い。

保育士不足が言われているので、求人をかけて紹介会社を通じて来られる場合は、支払う給料の倍以上を求められるような状態

で、人件費がものすごくかかる中で保育士確保をしていかないといけない。

保育士不足を解消しつつ、受け入れ枠も少しずつ拡大していくというバランスをうまくとりながら、やっていけたらなと思いつつながら毎年スタートしている。

会長：現場のことはよく知っているが、本当にギリギリで動いている。特に保育所は3月31日まで受け入れて、すぐに次の準備ということで本当に一生懸命やっている。

その中で保育士不足というのは重要なキーワードになっているが、「誰のための保育なのか」というところで、子どものための保育である。

ならし保育にしても親の都合というのはもちろんある。仕事が4月1日～3日できなければ大変だが、子どもも慣れていかなければならない。新しい環境に受け入れられて、家と保育所が違っていけば、子どもたちにとってもあまり良くないので、だんだんならし保育をしていく。

親御さんの方でも子どものことを考えて、「ならし保育というのはこういう意味があるんだ」ということで、少しずつお互いに譲り合うところを見つけていくのが大事かなと思う。

親御さんの方でも余裕がないと、「もう少し預かってくれても良いでしょ」ということにもなるが、やはり誰のための保育か、子どものため、子どもが一番大事だということなので、子どもを主体に置いて、親御さんも融通していくということも大事なのかなと思う。

日本社会は仕事で求められることは多いが、父親も子育てをしながら融通していくところも必要なのかなと思う。

難しいところだが。

委員：ならし保育の話も含めてだが、医学的に言うと保育園に入った最初の期間に、一番事故あるいは病気が多いという統計がある。

突然死も含めて、ストレスがかかると、呼吸抑制が起こりやすいとか、病気をしたりしやすいということがあるので、ならし保育というのは非常に重要な意味があると思う。

一般の親御さんは知らないだろうし、親が勤めている事業所も本当はもっとそういうところの理解を深めて、子どもを持つ親を勤務先が守るという考え方に今後なっていけば理想である。

会 長： 環境が変わるのは大人でも大変なことだが、小さい子どもはもっと大変なので、ならし保育の意義をもっと親に伝えていくことが必要だと思う。

委 員： 今のお話を受けて、いくつか提案を。京田辺市は途中入園は難しいという情報は他の市町村にも流れているので、ニーズ調査をもう少し丁寧にすれば良いのかなと思う。

福岡の市町村では3月からならし保育をするというところもある。保育士の問題もあるかと思うが、一時預かりでならし保育をする場合、ものすごくお金がかかる。3月からならし保育をする場合、4月からと同じ保育料でやると聞く。

保育士は人件費がかかるので、市が補填されているとは思いますが、もう少しできないか。それによりもう少し保育園側もやりやすくなるのではないか。

最後に、男性育休、パパ育休が始まって、分割して取れるようになっていて、女性が復帰の時に取れば一番良いが、育休を取ると保育ができる人がいるので、保育所には入れないとなるが、条例を作って、1か月の期間のパパ育休の場合は保育園に入れるという形にすれば、かなり母親は楽かなと思う。

会 長： ニーズ調査については、周知徹底ということで、どのように計画されているのか。小学校や幼稚園を通じてというところですよ。

事務局： 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画が終わるので、第3期の策定作業を来年度から始める予定。

令和5年度、6年度の2か年をかけて策定作業に入る。令和5年度についてはニーズ調査を行う年で、調査項目については国の方から全国统一された項目があったり、京都府からも統一する項目を定めたりしている。

以前の計画である次世代育成の計画の時からニーズ調査を行っている。その時からずっと設けている項目もある。

この会議でも諮らせていただくことになると思うが、あまり項目が多くなると、前回も回答に1時間かかるものだったが、項目を絞れなかった。

忙しいので短時間で回答したいとなるだろうが、一番注目されるこども家庭庁ができるということで、かなり項目が増やされるのではないかと心配しているところ。

その分、ネットを使って回答するであるとか、詳細が6月以降に出てくるかなと思う。

ニーズ調査については、来年度末、秋以降に予定している。前は就学前の子どもの保護者と小学校に通っている子どもの保護者の2パターン1, 500人ずつにできるだけ施設を通じて配布して、回収率も6割以上となっている。今回も同じくらい回収できるような仕組みを作って、より多くの意見をいただいて、皆さんと一緒にそれを分析しながら課題抽出をした上で、施策として生かしていきたいと考えている。

会 長： ニーズ調査は本当に大事なものなので、答える方も忙しいけれどしっかり答えるというのが大事だと思う。

保育士の確保については、京田辺市はどうなっているのか。

事務局： 先程、委員も言っておられたが、市でも派遣職員に協力いただいて、保育所を運営しているというのが現状。市の会計年度任用職員、派遣職員にも協力いただいて、とにかくひとりでも多く確保しようというところ。就職フェアなどイベントを通じて周知しているが、なかなか集まらない。

この後の議題でもあるが、大住こども園でも開園にあたって、運営スタッフの確保が難しく、正規職員だけではもちろん運営できないので、いかに潜在保育士を掘り起こして、スタッフの確保につなげていけるかが1つの課題であった。

そこで、教育委員会の協力を得て、初めての取り組みだったが、「大住こども園で働いてみませんか」というパンフレットを作成して、小、中学校全部に配布した。合わせて6, 000人近くの児童・生徒がいて、きょうだいもいるので、同じだけの世帯数とはならないが、それに近い世帯に情報が提供されたと思う。

幸い、職員の申込みを受付していると、「パンフレットを見て、申込みをしました」という人がかなりの人数来られたので、やり方を工夫すれば、応募してもらえるとというのが実感としてあった。資格は持っているけれども、現職には就いていないという人たちに働いてもらうには、どうすれば良いかを模索していきたい。

会 長： 効果があることなので、いろいろな方法を使っただけならば。途中入所についても、情報を手に入れて、いろいろなものを使いながらということになってくるかと思うが、小規模保育事業所も整備されてきているので、徐々に緩和していくことになるのではないかと思う。

何か事務局から追加があれば。

事務局： ならし保育を3月からというお話をいただいたが、可能であれば将来に向けてそういうことも考えていければということろだが、3月の時点で公立も民間も各施設に受け入れ可能なだけ受け入れてもらっている状態。委員の話にもあったが、3月31日まで全年齢を受け入れているという現状では、保育士を確保できても、新しい子どもを受け入れるスペースを確保するのは難しいということもあり、近々できるかと言われると現状では難しいということを補足させていただく。

委 員： 年度途中での子育て世帯の転入の見込みを市で一定の推測や把握ができるものなのか。おそらく難しいと思うが、推測や把握が困難だから、年度途中の受け入れの人数を決めがたくなり、受け入れができなくなるということか。

事務局： 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の推計人口については、開発人口を加味している。市の方に宅地開発の動向が入ってくるので、それを落とし込んで、自然人口プラス流入人口を予測しているが、年度単位ぐらいしか見えてこないもので、何月なのかはわからない。

4月は非常に案内しやすいので、4月までに全ての家が建ち、住むということであれば、他の希望者と一緒に調整することができるが、家が建つのが4月以降となると途中入所となり、京田辺市ではなかなか案内できないとなる。

先程の小規模保育事業所の話にもあったが、京田辺市は現在、再編整備計画を進めている。今回の大住こども園は大住幼稚園からの変更となり、保育枠が増えている。これを他の公立幼稚園でも何回か繰り返していくことで保育枠の受け皿が増えていくことになるだろうと考えている。

委員が言っておられた近いところで、というのも可能性が出てくるように思う。

大住幼稚園が大住こども園になったことの推移を見ながら、今後の再編整備計画、あわせて第3期の計画にも活かしていければと考えている。

委員： 松井山手の駅周辺に住んでいるが、戸建てがどんどん建っている地域があり、保育所か幼稚園かはわからないが、そこに住む人はどうするのだろうかと思う。引っ越してきた人が多い地区の近くの人に聞いてみると、京田辺市の保育所に入れたいが、受け皿がないとのこと。八幡市であったり、枚方市の保育所に行っているのは保育所に入れているからまだ大丈夫だが、松井山手の駅周辺の働いている人の受け皿がもう少し増えると良いと思う。大住あたりまでなら大丈夫だが、それ以上遠くの園はちょっとという母親も多いと思う。小規模保育事業所なり幼稚園がこども園に替わるなり、本当に急いでほしいというのが正直なところだったが、これから子どもが増えるのかわからず難しいのもわかる。きょうだいを作りたいと思っても市や自分の仕事の状況を見ながらとか、ちょっと片隅に置きながら考えるというのが正直なところになると思う。

本当はもっと施設を作ってほしいと言おうと思ったが、市がすぐ考えていることは今わかったので、うまくもう少し透明化できれば、今子育てしている人も大丈夫なんだ、このまま子育てしていけるんだろうなという風に思えるので、市が考えて作っていること、もう少ししたらこうなるということを少しでもうまく情報発信できれば良いと思う。

会長： 将来に向けての安心材料としての情報発信ということですよ。



それを先手先手でというのはなかなか市も言えるところ、言えないところがあると思うが、ある程度将来の情報発信をしておく、子育て世代やこれから引っ越しを考えている世帯にとっては良い材料になる。

今の情報発信も大事だが、将来の情報発信も非常に大事になってくる。

(4) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画に係る令和4年度の実績と評価・検証（進行管理）（中間報告）について

事務局：＜説明資料＝資料6＞

京田辺市子ども・子育て支援事業計画に掲載されている事業について、年度末であるが、令和4年度の中間報告として報告するもの。

1 教育・保育の幼稚園、保育所（園）、認定こども園のうち、幼稚園と認定こども園の幼稚園枠について報告をする。

令和4年5月1日現在での特定施設の入園者数は702人、それ以外の私立幼稚園にも295人、合計997人。年度末には特定施設の入園者数が751人となる見込み。この数値は計画の確保量内に収まっているので、待機児童は発生していない。

保育所（園）・認定こども園の保育所枠について、令和4年4月1日現在での入園者数は1,482人で、この時点では待機児童は発生していない。令和4年12月1日現在での入園者数は1,528人で、待機児童が6人となっている。

令和4年4月には、ニチイキッズたなべ保育園が、令和4年11月には、ほほえみ保育園京田辺園が開園している。

来年度には大住こども園、ウェルネス保育園京田辺、まゆあいのおうち保育園が開園の予定。

次に、2-① 時間外保育事業（延長保育事業）は、保育所で保護者の就労形態の多様化などになり、18時以降も保育を必要とする児童に対し、時間外保育を行う事業のこと。

令和4年12月1日時点での年間利用者数は625人で、希望者全員の利用ができています。

次に、2-② 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、保護者が就労などにより昼間、家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業のこと。

令和4年5月1日現在での登録児童数は967人で、年度末には828人となる見込み。学校施設の活用などにより、希望者全員の入会ができています。

次に、2-③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病・疲労などの理由により家庭において養育を行うことが一時的に困難となった児童を児童福祉施設などにおいて一定の期間、養育または保護を行う事業のこと。

令和4年12月1日現在での利用者数は13人で、年度末には20人の利用がある見込み。希望者全員の利用ができています。

次に、2-④ 地域子育て支援拠点事業は、在宅の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、支援センター3か所・児童館4館・子育てひろば1か所の市内8か所で実施している。

令和4年12月1日現在の利用者数は22,337人で、令和5年3月31日時点での年間利用者数は33,506人になる見込み。コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用人数の制限（申込制等）を行っている。

次に、2-⑤ 幼稚園における一時預かり事業（預かり保育事業）は、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、園児を保育する事業のこと。

令和4年12月1日現在で23,260人が利用しており、令和5年3月31日時点で年間利用者数は34,843人になる見込み。希望者全員の利用ができています。

次に、2-⑥ 保育所、ファミリー・サポート・センターなどにおける一時預かり事業（一時保育事業）は、保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、主に昼間、保育所（園）で一時的に預かる事業。

令和4年度は、公立の保育所で2か所、民間のこども園で3か所に加えて、ファミリー・サポート・センターで実施。

令和4年12月1日現在で3,380人が利用しており、令和5年3月31日時点での年間利用者数は4,555人になる見込みで、日によってはキャンセル待ちが発生している。

次に、2-⑦ 病児・病後児保育事業は、児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所(園)・医療機関などに付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育する事業。本市では病児対応型を浜口キッズクリニックとやすらぎ保育園2か所、体調不良児対応型をみんなのき三山木こども園で実施をしている。

令和4年12月1日現在で546人が利用し、令和5年3月31日時点での年間利用者数は730人になる見込みで、希望者全員の利用ができています。

次に、2-⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

令和4年12月1日現在で1,007人が利用し、令和5年3月31日時点での年間利用者数は1,511人になる見込み。

次に、2-⑨ 利用者支援事業、本市では「はぐはぐ」との愛称で呼んでいるもの。子どもまたはその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

令和4年4月1日現在での実績数は、特定型1か所、母子保健型1か所の2か所を設置している。

子どもが生まれた際に、防災用品を含むベビー用品を届ける「はぐはぐ赤ちゃん応援事業」、「子育て応援ガイドブック概要版」1,300部の発行、子育てに関する情報のLINE発信を実施した。

次に、2-⑩ 妊婦に対する健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、①健康状態の把

握、②検査計測、③健康指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業。

令和4年12月1日現在の受診票交付者数は370人、受診者数は564人であり、令和5年3月31日時点での年間の受診票交付者数は555人、受診者数は846人になる見込み。

次に、2-⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、子育て家庭の孤独を防ぎ、乳児の健全な育児環境の確保を目的に生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て相談や支援に関する情報提供、養育環境などを把握する事業。

令和4年12月1日現在で対象人数は293人、訪問実施数は280人であり、令和5年3月31日時点での年間の対象人数は440人、訪問実施数は420人になる見込みとなっている。

次に、2-⑫ 養育支援訪問事業。養育支援が特に必要な家庭に対し、その居住を訪問して養育に関する指導・助言などを行う事業。

令和4年12月1日現在の実施件数は80件、延べ訪問回数は153回であり、令和5年3月31日時点の年間実施件数は120件、年間延べ訪問回数は230回になる見込み。

次に、2-⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業。施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されている。日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業。

令和4年12月1日現在の実施件数は5件、令和5年3月31日時点での年間実施件数は10件になる見込みで、全件、実費徴収に係る補足給付を行っている。

次に、2-⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。子ども・子育て支援新制度等の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所（園）・地域型保育事業などの整備を促進していくこととされている。このことから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、

支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業である。

令和4年12月1日現在の実施件数は、(株)Life youthの1件であるが、令和5年3月31日時点では実施件数は(社福)タイケン福祉会、(特非)そよかぜ子育てサポートを加えた3件になる見込み。

次に、3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保は、本市における教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保を行う事業。

本市では、京田辺市子ども・子育て支援施策推進会議を令和2年9月16日に設置しており、令和4年度においては会議を3回開催している。また、市立幼稚園長・保育所長会議を12回、その他にも研修会などを開催している。

なお、今年度については、(仮称)大住こども園プロジェクト会議を年間23回実施し、新設される大住こども園の運用方法などについて検討を行った。

次に、4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があることから、これを円滑に実施する事業。

①施設等利用給付の方法は、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、原則給付は年4回としている。特定子ども・子育て支援施設等に対して、資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期に配慮する。②子育てのための施設等利用給付の申請は、主に利用している施設に取りまとめを依頼し、利用者の利便性を図り、過誤請求や支払いの防止を図っている。③京都府との連携は、子育てのための施設等利用給付の適正な支給の確保のため、京都府との連携を図っている。

最後に、5 新・放課後子ども総合プランに基づく取組は、留守家庭児童会の登録児童数は967人、留守家庭児童会及び放課

後子ども教室の一体型実施の開催箇所数は0か所、放課後子ども教室の実施箇所数は3か所となった。

会 長： ご質問があればどうぞ。

委 員： 2-⑫養育支援訪問事業などについて、育児の不安を抱える人に対して、具体的にどんなことをしているのか聞きたい。

事務局： 保健師や家庭相談員が自宅を訪問し、たとえば、子どもを育児するための家の中の環境を見てほしいなどの相談に乗ったり、いろいろな手続きがわからないなどを手伝ったりなど、悩みを確認して一緒に解決するということを行っている。

委 員： 産前産後の事業とはまた別ということか。

事務局： 特に支援が必要な人に対して、訪問を行っている。

委 員： 何処の段階で支援が必要とわかるものなのか。

事務局： 地区担当の保健師がついているので、妊娠中から連携をしていく中で支援が必要かなという人に対して、訪問を行っている。

#### (5) 大住こども園の創設について

事務局： <説明資料＝資料7>

京田辺市立大住こども園については、明日、開園の式典を行うこととなっている。構想から3年以上をかけて、大住幼稚園の跡地に大住こども園に変わるという形で事業を進めてきた。

区分は幼保連携型認定こども園になるので、0歳児～5歳児までの児童が対象で、3歳児以上については幼稚園枠、保育所枠関係なく、親の働き方に関係なく利用できるというのがメリット。

資料は施設のガイドになっている。2階建ての施設で、1階は乳児の部屋になるので、0～2歳児の保育室がある。2階は幼児の部屋になるので、3～5歳児の保育室がある。

保育所を兼ねているということで、給食提供を行うことになるので、1階に調理室を設けている。

また、2階には入園式や卒園式のような式典関係も行える大きなホールである、幼児ホールを設けている。

クラス編制については、河原保育所、三山木保育所については2クラスずつの設定だが、昨今、少子化などがあったり、育休取

得などの事情もあるので、乳児については1クラスずつの設定をしている。

幼児については、3歳児については、配置基準の関係上、3クラスとなっているが、4歳児、5歳児についても複数学級となっている。

利用定員については、184名となっている。4月の入所決定者は88名で、定員の半分以下となっているが、保育部分については新設園となり、0～3歳児については、新たに希望されてということだろうと思うが、4歳児、5歳児は既にどこかの施設に通っており、転所で入園希望をされる方はなかなか少なく、初年度から定員いっぱいの人数での運営とはならない。

次年度以降、定員の184名に徐々に近づいていくという予想をしているが、初年度については余裕のある形で運営をすることになると考えている。

内覧会を4月15日（土）に開催するが、市民誰でも参加可能であるので、時間が許せば、新しい施設をご覧いただきたい。

会 長： 京田辺市初の市立のこども園なので、これからどのようになつていくのか見守りたい。

ご質問があればどうぞ。

会 長： 質問がないようなので、次にいきます。

#### (6) 京田辺市医療的ケア児ガイドラインについて

事務局：＜説明資料＝資料8＞

京田辺市医療的ケア児ガイドラインの概要について。

1ページ目5段落目にあるとおり、国において、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年に施行され、この法律において、保育所の設置者と学校の設置者、地方公共団体の責務が明記された。これは施設において、可能な限り医療的ケア児を受け入れるように努めなさいというものであり、これを受けて、庁内に検討会議を設置して、それぞれの施設において医療的ケア児の受け入れのための検討を進め、今回、ガイドラインの形で取りまとめたもの。

2 ページ目、1 はガイドラインの趣旨となっており、市立の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、留守家庭児童会において、日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒に対して、安全かつ円滑に医療的ケアを実施するために、基本的な方針や必要な事項等を定めている。

2 は対象施設と対象者となっており、(1) は市立の保育所、幼稚園、認定こども園が対象施設で、受入れ時期は4月1日入所を基本とし、医療的ケアを受ける必要がある児童で、集団における保育が可能と主治医が認めた者で3歳児クラス以上を対象としている。

(2) は市立の小学校、中学校が対象施設で医療的ケアを受ける必要がある児童・生徒で、集団における教育が可能と主治医が認めた者を対象としている。※にあるとおり、留守家庭児童会でも同様に受け入れをずるとしている。

(3) 対象時間帯については、保育所あるいは小中学校でも同じであり、原則、登園、登校時から降園、下校時までとしている。延長保育、預かり保育の希望がある場合は、利用申請の際に相談を受けて対応ずるとしている。

3 は事業の実施体制と実施する医療的ケアの種類となっており、3 ページ目の(2) 実施する医療的ケアの種類については、○にあるとおり、喀痰吸引、人工呼吸器による呼吸管理、気管切開部の管理、経管栄養、導尿、人工肛門の管理、血糖値測定・インスリン注射の7つの種類について、医療的ケアを実施ずるとしている。

4 の医療的ケアの実施者については、各施設・学校において具体的に医療的ケアを実施ずるのは、それぞれの施設に配置した看護師が医師の指示に基づいて行うこととしている。

4 ページ以降については、手続きの流れであったり、手続きに際して必要な書類等を取りまとめているが、そちらについては割愛ずる。

会長： 医療的ケア児も増えてきており、インクルーシブ教育が言われているところで、国としても方針を示したところ。



現在の状況はどのようなものか。

事務局： 4月に市立小学校において、受け入れを予定している。

会長： 市でも始まるということですね。

委員： 看護師の確保は、訪問看護ステーションに業務委託するという  
ことか。

事務局： 人数が増えてくると業務委託も考えているが、今回については  
派遣で看護師を確保している。

会長： 新しい認定こども園には看護師がいますよね。

事務局： 大住こども園については、看護師を置くが、体調不良児対応型  
病児保育を担当することになるので、医療的ケア児を受け入れる  
場合は別に看護師を確保することになると考えている。

委員： 3ページ(2)実施する医療的ケアの種類について、医療的ケ  
アの種類によって、看護師の行うケアが様々だと思う。喀痰吸引  
でも数時間に1回必要であったり、1時間に1回必要であったり  
して、非常に差がある。

人工呼吸器による呼吸管理も最初は敷居が高いと思うが、安定  
した人であれば、そういう人を見ているところもあると思う。

今後、医療的ケア児はどんどん増えてくると思う。新生児医療  
がかなり小さい子どもを救命できるようになり、それに伴って医  
療的ケアが必要となる子どもが増加すると想定される。

通常教育を受けたいと望む人が必然的に以前より増えると思  
うので、ニーズも増えるだろうし、実施する医療ケアも増える可  
能性があると思うので、看護師確保や手技の習熟というのが非常に  
重要なところになる。一挙にとというのは難しいが、徐々にニーズ  
は高まってくると思うので、看護師確保は重要である。

事務局： ご指摘のとおり、状態によって看護師の配置は変わるものであ  
るし、今後、医療的ケアを必要とする児童が学校あるいは保育所  
などに入りたいと希望されることは、増えていくと思う。

安定的に看護師を確保するために、訪問看護ステーションへの  
委託なども将来的には考えていかなければならないと思う。

(7) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画における令和5年度から  
取り組む新規事業等について

事務局：＜説明資料＝資料 9、10＞

資料 9 については、来年度当初予算で発表し、新規事業に位置づけられたもののうち、第 2 期京田辺市子ども・子育て支援事業計画と関わりが強いものをピックアップした。

まず、2 ページ目には公園関係が掲載されている。市役所の向かい側、307 号線の南側にある田辺公園ヒコーキランドにインクルーシブ遊具を設置する。また、田辺公園と接する形で、田辺中学校の南側の一帯について、田辺公園の拡張事業を進めている。Park-PFI という民間活力を活用して、子どもからお年寄り、障がいのある人を含めて全ての人が交流できる緑の拠点を作ろうと事業を進めている。

続いて、5 ページの医療的ケア児等支援に係るネットワーク構築事業について。先程の説明にもあったが、医療的ケア児の支援に関するネットワークであり、関係者が集まる協議の場として、「京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会」の設置を考えている。

続いて、6 ページのはぐはぐ出産・子育て応援事業については、伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金を一体的に行う事業である。

7 ページの子ども・子育て支援事業計画策定事業については、第 3 期の計画策定に着手するもの。

8 ページの紙おむつ回収費用補助事業については、民間保育施設・こども園に紙おむつの回収費用を補助するものであり、これによって保護者が使用済み紙おむつを持ち帰る必要がなくなり、園で処分を行うもの。

9 ページの市立幼稚園・こども園保護者負担額軽減事業については、大住こども園の開園に伴って、こども園と幼稚園の教材費について、一部のものは引き続き、受益者負担として保護者からお金を徴収することがあるが、従来、1 月あたり 700 円の負担であった教材費を全額公費負担とするもの。

11 ページの学校における医療的ケア児支援体制整備事業については、先程、説明があったところだが、医療的ケアが必要な児童を支援するため、市立小学校に看護師を配置するもの。

12ページ以降については、ハード面の話。まず、学校施設の長寿命化として、田辺小学校の長寿命化事業を引き続き、行っていく。また、薪小学校の体育館についても、改修事業を進めていく。

13ページの中学校給食施設整備事業については、既に着工しており、令和6年度から中学校給食を実施する予定で施設を建設中である。

野外活動センター施設整備事業については、現施設周辺の用地を譲り受けたので、拡張に向けて測量、基本構想の作成を行っていく。

続いて、資料10については、先程、質疑の中で少し見ってもらう機会があったが、1ページ目が1号認定、幼稚園卒の入所状況と空き状況となっており、2ページ目が2号、3号認定、いわゆる保育所卒の入所状況と空き状況である。

1ページ目は上の段から公立幼稚園、真ん中は公立と民間のこども園となっており、一番下は合計欄である。トータルで言うと、861人の受け入れが可能であるが、決定しているのは471人であり、390人の空きがあることとなる。昨年度と比べても45人増えている。

幼稚園離れが幾分か進んでいる状況があるように思うが、公立幼稚園の3歳児のところ、田辺、草内、薪については、1クラス運営を考えていたが、配置基準の20名以上となったので、2クラス運営をすることとなった。地域によってはまだまだニーズがあると思うので、今後、再編整備計画も含めて、考えていきたい。

2枚目はいわゆる保育所卒。先程、質疑もあったので、表の見方についてはおわかりのことと思うが、欄外の※印のところ、国基準による令和5年4月1日現在の待機児童数は0人の見込みとなっている。ただし、令和5年度新規入所申込者447人のうち、申込み取下げ等をしたのが26人、入所決定者が350人となった。残りの71人が入所保留となり、いわゆる自己都合待機となっている。これは園としては枠が空いているが、1つの保育

所にこだわった結果なので、自己都合という扱いになり、待機児童にカウントしないことになっている。

潜在的待機児童数と言われるが、京田辺市の場合は71人という状況になる。

委員： 資料9の1ページ、外国語版ハザードマップ作成事業について、京田辺市は外国の人を見かける機会がそんなに多くないと思うが、増えてきているからこの事業を行うのか、将来のことを考えて行うのか。

会長： 実感としてはどのような感じか。

事務局： 小、中学校について言えば、ここ1年、外国から市立の小、中学校に転入する人が目立って増えてきている。

入学案内等についても、外国語での案内が必要ということで、文部科学省がパンフレットを作っているので、窓口に置くなどして対応しているところであり、全市的な傾向でもあると思っている。

会長： 観光の部分にも対応できるかもしれないし、これから中国系や韓国系、ベトナムの人も増えてくるかもしれないので、外国語版ハザードマップも必要だと思う。

委員： 学童などでも言葉の壁が気になる。制度の案内や行ってからのコミュニケーションがうまくとれるかが気になるが、今後は考えていくのか。

事務局： 小、中学校で受け入れる場合の1番の課題は、日本語がほとんどできない場合があるということ。こういう場合に語学的な支援をどうしていくかということで、京田辺市の場合は、子どもには外国語支援員、たとえば、英語を母語とする子どもには英語が話せる人を支援員としてつけて、保護者との連絡をとったりしながら、支援をしているのが実情。

会長： 外国籍の子どもの幼保の受け入れは私の専門とするところだが、ある園長先生から相談を受け、見に行ってもコメントをしたこともある。

京都府でも幼児教育アドバイザーというものがあって、私もそこに入っているが、活用ができる。

京田辺市だけではなくて、京都府全体でも増えていくと思うので、このような事例の対応は増えていくと思う。

委員： 母の地元にはほとんど日本語が話せない人が仕事をしていて、その人たちに土曜日や日曜日になったら生活に必要な日本語を教える日本語クラスがあったことを思い出して質問した。

そのような支援も今後必要になってきたら、そういう支援は京田辺市にあるのかなと思う。

会長： 京田辺市には既にありますよね。

事務局： 民間ではあるが、京田辺市内で日本語教室を開いている団体がある。小、中学校への外国語支援員の配置という方法をとっているが、今後、人数が増えてきたら、同じような対応は難しいと考えている。日本語教室との連携も含めて、受け入れ体制をとれるかというのは、今後の検討課題であると思う。

委員： 今日には保育施設の新設やこども園の新設もあって、いろいろと良い話を聞かせてもらった。公立幼稚園が2クラスになるという話もあって、良かったと思っている。

始まる前に会長から、「行政と市民をつなげるために正しい情報を市民に伝えるということが大切だ」という話があったが、京田辺市市議が「幼稚園は私立の方が質が良い」という発言をされたと耳にする。もちろん、私立はいろいろなことをしてくれているのは良くわかっているが、公立の幼稚園も頑張っていることをもう少しアピールしても良いのではないかと思う。

会長： 大学でも卒業論文の関係で公立の幼稚園にインタビューなどをして、良さ、公立私立ではなくて、保育の質というのはどのようなものか、ビデオを作る計画をしている。

委員： 京田辺市の幼稚園の保育の質がすごく高いということを会長から聞いていて、実際、保育園や幼稚園で保育者として働きたいと考えているので、どういう部分が保育の質が高いと言えるのかを勉強しながら発信できるように卒業論文を兼ねて考えている。

会長： 京田辺市にはせつかく大学があるので、産学連携のような形で市民と行政をつなぐことができれば良いと思うので、委員の皆さんの協力をいただきながら、進めていきたい。

委員： 全体の話になるが、年度末になって、いろいろ退職する話を聞くが、何処の市町村も若い保健師が辞める状況がある。それは何故かと言うと、子育て支援の事業が国からたくさん降りてきて、すごくたくさん事業が増えている中で、国の予算が利用者に流れる仕組みが多い。でも、それを担っているのは、市役所の職員なのだろうと思う。職員がうまく盛り上げて、施策が成り立っているのもっとも市として職員を大事にもらえればと思う。動かしてくれる人がいないと何も動かないので、利用者目線はもちろん大事だが、施策を実行する側も大切だということをお場で言いたかった。

会長： 優秀な職員だと思う。市の中でもワクワクしながら事業を進めていければと思う。

事務局： お褒めいただき、ありがたい。国もこども家庭庁設立に向けて、予算をいろいろ考えているようだが、なかなか先立つものがないところでスムーズには進んでいないものの、国も少子化対策については相当力を入れるので、市も協力して、できるだけ皆さんの役に立つような施策を進めていきたいと考えているので、ご協力をよろしくお願ひしたい。

会長： 一緒になって、進めていければと思うので、委員の皆さんもよろしくお願ひします。

委員： 京田辺市がすごく頑張っていることは市民もすごく良くわかっていて、子育てひろばに来るほとんどの人が「京田辺市はすごく子育てに力を入れていて、良いところだ」ととても良く聞くので、それでちょっと叶わないと不満は出やすいんだなと実感としてはあるが、みんながそう思っていることはお場で伝えたいと思う。

会長： 京田辺市の売りですね。

### 3 その他

会長： 報告等があればどうぞ。

委員： 幼稚園、保育園から小学校に上がる時に、保育園であれば、18時、19時まで預かってもらえて、学校であれば放課後デイがある。登校の時は良く交差点などで保護者やシルバー人材センタ

一の人を目にするが、預けている人で下校の時に、子どもの下校を見守る仕組みがあつて、義務があるから仕事を休まないといかないという話を聞いた。子育てしやすいまちとしては問題だろうなと思う。

ただ、市が関わっている事業とまったく関係なく、学校のPTAでの話し合いなど、どういうことでそういう事態が起こっているのかわからないが、そこをお伺いした上で、もし必要ならそういう人材を法的な予算を付けて見守ることも必要かもしれない。

仕事の途中で抜けて、見守りをするのも良くない。成熟した社会じゃない気がする。

実際はどうか。実際にあるのであれば、そういう施策を考えてほしい。

事務局： 登下校の見守りについては、各校区においてボランティアをお願いをしている。学校によって差異があるが、一般論として、小学校によってはPTAが登校時や下校時に日や時間でローテーションを行っている実情がある。

委員： 聞いたところでは、義務だということで、仕事で抜けられないのであれば、何でも屋でも良いから雇って行ってもらおうという話が出たようで、それは問題だなと。

今の話だと、学校のPTAの話し合いで半ば義務だと申し送りですうなっているのかもしれないし、そうならそこでの話し合いをすれば良いかと思う。

会長： ボランティアという名の義務のような。

委員： ボランティアが義務的になってしまっているのかもしれない。それを同調圧力的に受け取って、数年間我慢すれば済むことではあるので、そういう風にされているのかもしれないと思う。

事務局： 言葉足らずだったのかもしれないが、基本的にボランティアは地域の人に交差点などに立ってもらっていることが数としては多い。そのような人に対して、市教育委員会ではボランティア保険の加入やベストの貸し出しなどの支援を行っている。

委員： 登下校中は基本的に安全ボランティアという地域に住んでいる、自分の子どもが学校に通っている人もいるし、おじいさん、おば

あさんが地域の子どもを見守るという形で立っていただいているという人がほとんどだが、P T Aの地域担当の人で自主的に出てくれる人もいる。

学期ごとに一斉下校をする際には、地域の担当の人にも来てもらって、一緒に通学路を歩いてもらって、安全面を点検してもらおうということを行っている。強制でも何でもなし、出てもらえる人が出てくださいという形で学校としては呼びかけている。使命感で行かなければならないと考えておられるのかなと思う。

P T A活動もずいぶん変わってきているので、できる人ができる範囲で地域のみんなで子どもを見守りましょうという形にどんどんなっている。

委員： あくまでもボランティアということか。

委員： はい。

委員： 松井ヶ丘小学校については、見守り隊というボランティアの人が出てくれているが、だんだんと高齢化でしんどくなって、今年度で終了という申し合わせがあるが、そうすると、P T Aの負担も大きくなる。松井ヶ丘地区については、高齢になっても自分の健康のために出ようと声をかけてくれているので、まだまだ出られる人は出てくれて、見守りに参加してくれると聞いている。

シルバー人材センターの人が何人かは横断歩道などに立ってくれているが、大体は地域のボランティアの人が何年もしてくれている。民生委員も手伝って、地域で見守りをしている。

会長： 最後に事務局から。

事務局： みなさんの子ども・子育て会議の委員任期は、令和4年6月29日から2年間となっているので、令和6年6月28日までとなる。ただし、大半の委員の皆さんは所属する団体から推薦を受けて委嘱している。年度が変わると、所属団体の役員改選に伴って役員の交代による委員の交代が起こることが例年生じている。4月になったら市の方から各委員の所属に対して確認をさせよう。所属団体の事務局にお知らせいただくと幸いである。

次回の会議は、令和5年7月を予定している。日程が決まり次第、お知らせをする。



#### 4 閉会

事務局： 本日の議事はすべて終了した。これで、令和4年度第4回京田辺市子ども・子育て会議を閉会します。